

## 上田市国土強靱化地域計画策定委員会設置要領

### (設置)

第1条 上田市国土強靱化地域計画の策定にあたり、有識者や地域の強靱化を担う関係団体等に連携・協力を求めるとともに専門的な見地等から幅広く意見や助言を受けるため、上田市国土強靱化地域計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 上田市国土強靱化地域計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の必要と認める事項。

### (組織等)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、関係団体等の代表者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から第2条の任務が終了する日までとする。

### (会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市建設部土木課において処理する。

### (補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、令和2年11月6日から施行する。